

### III 参考資料

#### 参考様式

※参考様式は、埼玉県社会福祉協議会ホームページ(<http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>)に掲載しています。ホームページからダウンロードしてご利用ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域アセスメントシート</li> <li>②生活支援コーディネーター周知チラシ</li> <li>③住民座談会チラシ</li> <li>④担い手養成講座チラシ</li> <li>⑤報告記録様式</li> </ul>
---

#### 引用・参考文献

- ・木下勇(2007)『ワークショップ—住民主体のまちづくりへの方法論』学芸出版社
- ・木原孝久「福祉のまちづくり取組課題集」住民福祉総合研究所(<http://juminryu.web.fc2.com/torikumikadaishu.pdf>) (参照2018-1-12)
- ・公益財団法人さわやか福祉財団編(2016)『居場所・サロンづくり』(住民主体の生活支援サービスマニュアル3)社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・公益財団法人さわやか福祉財団(2016)『「新地域支援事業 みんなで創ろう助け合い社会」—生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)と協議体を取り組む新しい地域づくり【基本編】』([https://www.sawayakazaidan.or.jp/new\\_community\\_support\\_project/data/tasukeai\\_shakai.pdf](https://www.sawayakazaidan.or.jp/new_community_support_project/data/tasukeai_shakai.pdf)) (参照2018-1-12)
- ・厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」(厚生労働省老健局長 平成29年6月28日付 老発0628第9号「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について) ([http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000088520\\_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000088520_2.pdf)) (参照2018-1-12)
- ・厚生労働省「平成28年度 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)指導者養成研修」(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000139109.pdf>) (参照2018-1-12)
- ・島根県中山間地域研究センター 空閑睦子・神田直子・吉田 翔・岸本佳美・小村淳二(2014)「地域広報誌の重要性—伝えるから動かすへ」(<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/kikan/chusankan/shien/kohoshien/renraku.data/kohotutaeru.pdf>) (参照2018-1-12)
- ・社会福祉法人栃木県社会福祉協議会・とちぎ社協コミュニティワーク研究会編(2013)『社協コミュニティワーカー さぼーと・ぶっく黒子副読本—小地域福祉活動推進のい・ろ・は』
- ・住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会編(2016)『訪問型サービス(住民参加型在宅福祉サービス)』(住民主体の生活支援サービスマニュアル4)社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・新地域支援構想会議編(2015)『「助け合いによる生活支援を広げるために—住民主体の地域づくり」(住民主体の生活支援サービスマニュアル1)社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・高橋誠一・大坂純・志水田鶴子・藤井博志・平野隆之(2016)『生活支援コーディネーター養成テキスト』吉田昌司監修, 全国コミュニティライフサポートセンター
- ・竹田伸也(2014)『対人援助職に効くストレスマネジメント—ちょっとしたコツでココロを軽くする10のヒント』中央法規出版
- ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)(2017)『地域力強化検討会 最終とりまとめ—地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ』厚生労働省(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=383233>) (参照2018-1-12)
- ・特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター(2017)『生活支援体制整備事業をすすめるための市町村ガイドブック—生活支援コーディネーターと協議体の活動と運営』特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター,p.14-15
- ・中島修(2017)『コミュニティソーシャルワークの機能と役割』(社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会CSW基礎研修講義資料)
- ・認定特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会(2017)『生活支援コーディネーター活動ハンドブック—住民主体の社会資源開発に役立つボランティアコーディネーション力』認定特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会
- ・野中猛(2014)『多職種連携の技術—地域生活支援のための理論と実践』中央法規出版
- ・堀田力・服部真治(2016)『私たちが描く新地域支援事業の姿—地域で助け合いを広める鍵と方策』中央法規出版

#### 専門用語解説

①地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳保持と自立生活支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと
②生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)	高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者
③協議体	市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援などサービスの提供主体などが参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークのこと
④民児協	民生委員児童委員協議会の略称。民生・児童委員を会員とする組織であり、個々の委員活動を支える役割を持つ。民生・児童委員が活動する区域として、市町村の一定区域に設置される「単位民児協」と、更に広域の「連合民児協」がある
⑤地区社協(支部社協)	住民にとって最も身近な社協として、地域住民が主体となり組織されている任意の団体。市町村社協のように法的な位置づけはないが、地区ごとの課題を地域住民による互助活動で解決していくことを目的とした住民自主組織
⑥地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支えていく社会基盤の充実とを同時に進めていく地域包括ケアシステム実現に向けた手法。具体的には、個別ケースの検討から、自立支援に即したケアマネジメント力の向上や、地域課題の解決に向けた資源開発、介護保険事業計画への反映などにつなげていく
⑦地縁組織	住所を有する者の地縁に基づき、形成された団体(自治会や町会など)
⑧サロン	地域で高齢者や障害児・者、子育て中の方などが、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場
⑨大づかみ方式	行政から地縁組織やNPOなどの分野ごとにキーパーソンになり得る人材に向けた声掛けを実施し、協議体メンバーなどを選出していく方式のこと
⑩社会資源	生活するうえで起こるさまざまな問題の解決を担い、ニーズ(課題)を充足させていくために用いられる有形無形の資源。フォーマル、インフォーマルなものがある。(例)制度、施設、設備、物品、資金、団体、専門職、家族、友人、知識、情報など
⑪ニーズ	生活全般の解決すべき課題。つまり「それが解決できれば、希望とする生活や活動が可能になる」という課題のこと
⑫ワークショップ	参加型グループ学習を意味し、参加者自身が意見交換や協働体験を通じて、実践的な知識・技術を学ぶもの
⑬フォーラム	フォーラムディスカッションの略。一つの問題に対して出席者全員が参加して行う討論。またその方式
⑭地域アセスメント	地域の課題や資源を明確化したり分析することで、取り組みや活動の根拠としていくこと。類義語(地域診断、コミュニティカルテ)
⑮新しい介護予防・日常生活支援総合事業	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)の施行に伴い、介護保険法第115条の45第1項に規定された。市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを旨とするもの

⑯地域共生社会	制度や分野ごとの縦割りや支え手・受け手の関係を超え、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超え「丸ごと」つながることで、誰もが生きがいをもちながら暮らしていける地域をともにつくっていく社会
⑰自助	自分で自分を助けること。自発的に自身の生活課題を解決すること
⑱互助	互いに助け合うこと、相互扶助。制度的でない自発的な支え合いのこと
⑲第3層	個々の生活支援等サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能をもつ層
⑳在宅医療連携拠点	埼玉県では県内30ヶ所の郡市医師会などに設けられている相談窓口。医療・福祉に精通したスタッフが、患者家族やケアマネジャーなどからの在宅医療に関する相談に応じる
㉑CSW (コミュニティソーシャルワーカー)	地域において個別支援や地域支援をチームアプローチで展開していく際につなぎ役となる専門職。組織によっては同様の役割を担う地域福祉コーディネーターを配置している
㉒ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方
㉓こ近所型介護予防	埼玉県が進める介護予防事業で、「近くで」「みんなと」「効果ある」介護予防をリハビリテーション職の支援のもと立ち上げ、普及させている

## 生活支援アドバイザーにご相談ください！！

生活支援コーディネーターや市町村の担当者が活動する中で生じる具体的な悩みや課題解決に向けて助言いたします。全市町村を対象に電話、メールで相談に応じ、必要があれば訪問支援も行います！

(主な相談例)・住民向けの周知方法についてのご相談  
 ・各種講座内容についてのご相談  
 ・関係団体との連携についてのご相談  
 ・視察先など先進事例に関する情報提供

電話やメールで  
お気軽にご相談  
ください！！



TEL : 048-822-1248

(埼玉県社会福祉協議会 地域福祉部地域連携課)

MAIL : chiiki-g@fukushi-saitama.or.jp



埼玉県社協マスコット  
「シャキたまくん」

### ■マニュアル作成協力

公益財団法人 さわやか福祉財団

埼玉県生活支援モデル市町(蕨市、羽生市、新座市、川島町)